

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I—1—（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>創設時の精神を踏まえて理念を明文化し、6つの基本方針とともに職員手引きに示している。新任研修の初期段階で理念を学ぶ機会を設け、職員倫理綱領や就業規則と併せて行動規範を確認している。また、子どもや保護者には入所時の説明文書やホームページを通じて丁寧に伝える等、理念が日々の実践につながるよう継続的に周知している。</p>		

I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I—2—（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>行政の担当部局や全国児童養護施設協議会、県児童福祉協議会から情報を随時収集し、社会福祉事業全体の動向を把握している。岐阜県の社会的養育推進行動計画を踏まえ、地域ニーズや子どもの状況の変化を分析し、施設運営に反映している。また、他施設の状況や全国的な動向も参考にしながら、将来的な高機能化の可能性についても検討している。これらのことを通じて、変化する経営環境に的確に対応しながら、持続可能な事業運営の推進に取り組んでいる。</p>		
③	I—2—（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>少子化や地域分散化、人材確保等の課題を法人全体で共有し、職員にも丁寧に周知している。人材確保対策委員会を設置し、採用や育成を組織的に進めている。また、自立生活援助事業や里親支援センターの開始等、経営課題に応じた事業展開も着実に進められている。</p>		

--

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期ビジョンを明確にするとともに、制度変動に伴う課題を踏まえ、計画を策定しているが、経営全般にわたる具体性にはなお改善の余地がある。国や県のビジョンに沿った方向性は示されているものの、数値目標や成果指標を用いた評価の仕組みは十分ではなく、今後の具体化が期待される。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえ、前年度の振り返りを行いながら単年度の事業計画と予算を策定している。行事計画や研修計画等は整備されているものの、経営全般にわたる事業計画の策定は途上の段階にあり、今後のさらなる整備と具体化に向けた取り組みに期待したい。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、各部署の職員から意見を聴取し、各種会議での話し合いを通して職員参画のもとで策定・見直しを行っている。また、策定した計画は職員会議等で周知し、職員全体で共通理解を図る体制を整えている。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画や決算書類、現況報告書をホームページで公開し、透明性の確保に努めている。子どもや保護者には個別説明を行っているものの、十分ではない。計画全体の要旨についてわかりやすい資料を作成する等、さらに理解を促すための工夫が求められる。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設全体で自己評価を実施し、虐待防止チェックリスト等を用いて支援内容を振り返っている。第</p>		

三者評価の受審や寮長・リーダー面談を通じて支援の質を確認する仕組みが機能しており、組織的なPDC Aを継続させている。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価や第三者評価で把握した課題を職員会議で共有し、委員会ごとに改善計画を立案している。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長の役割と責任は管理規程に明記され、会議や研修の場で丁寧に説明されている。国や県の動向を踏まえた運営方針を示し、有事における役割も明確化している。不在時には主任が判断を担う体制が整えられている。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長は、児童養護施設の運営に関わる法令や制度改正について研修会や会議に参加し、最新情報を把握している。得られた情報は職員会議等で共有し、法令遵守に関する理解を深める機会を継続的に設けている。また、コンプライアンス研修を実施し、職員の意識向上にも努めている。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長は、基本方針に掲げる「～たゆまなく支援技術、人としての向上につとめます。」を実践するため、職員会議等で養育・支援の方向性を明確に示している。日常の支援場面にも積極的に関わり、職員への助言や指導を行うことで、現場に寄り添ったリーダーシップを発揮している。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長は、働きやすい職場環境づくりを重視し、ICT化の推進や書類の簡素化など、業務の効率化に取り組んでいる。運営上の課題を明確にし、職員会議等で改善策を検討する等、経営の実効性向上</p>		

に向けた指導力も発揮している。

II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>人材不足が続く業界ではあるが、施設では幅広い求人チャネルを活用し、採用活動を積極的に進めている。外部研修や園内研修を充実させ、OJTを通じて新人職員の育成と定着を図っている。人材育成と人員配置の充実に向けた取り組みを行っている。</p>		
15	II—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>就業規則や給与規定は整備されているものの、客観的な人事考課基準の構築は途上である。社会保険労務士等の専門家と連携し、新たな人事管理システムの構築に向けた検討が進められている。今後は、職員の能力開発や評価の透明性を高める仕組みの整備に向けた取り組みに期待したい。</p>		
II—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の有給休暇取得状況や勤務状況を定期的に確認し、ライフワークバランスに配慮した就業環境づくりに努めている。出産・育児休暇の取得促進、健康診断の実施、相談窓口の設置、共済会への加入等、福利厚生の実施も図られている。</p>		
II—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>年度当初に目標を設定し、フィードバック面談を通じて達成状況を確認するPDCAサイクルが確立している個々の成長を支援する仕組みも整いつつある。</p>		
18	II—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>研修計画には目的が明記され、外部研修・内部研修・eラーニング・OJT等、多様な研修機会が確保されている。多様な研修形態を取り入れることで、継続的に学べる環境が維持されている。計画的な研修体制が整備され、職員の専門性向上に寄与している。</p>		
19	II—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保さ	㉠・b・c

	れている。	
<p><コメント></p> <p>OJT、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等、職員の役割や能力に応じた研修機会が提供されている。新人教育も丁寧に行われており、職員が学び続けられる環境が整っている。</p>		
<p>II-2- (4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	II-2- (4) -① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>多職種の実習生を積極的に受け入れ、受入れマニュアルを整備している。養成校と連携し、職種別プログラムを用意するとともに、オリエンテーション、カンファレンス、振り返りを通じて指導を行っている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II-3- (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	II-3- (1) -① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページを通じて施設概要、サービス内容、決算情報、第三者評価結果等、運営に関する主要な情報を幅広く公開している。パンフレットや広報誌の作成・配布も行い、地域や関係者に対して積極的に情報を届けている。こうした継続的な取組を通じて、運営の透明性向上に努めている。</p>		
22	II-3- (1) -② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人として経理規程等を整備し、事務・経理・取引に関するルールを明確にしている。月次の財務諸表分析を行い、会計事務所や社会保険労務士事務所の助言を受けながら、適正な運営を維持している。内部統制の観点からも、公正性と透明性を確保する仕組みが整っている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>II-4- (1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	II-4- (1) -① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちは地域の一員として地域行事に参加し、地域住民との交流を重ねている。また、施設行事と地域行事の相互参加を通じて交流を深めることで、地域とのつながりを大切にしながら、社会性を育む機会が確保されている。</p>		

24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の手引きにボランティア受入れの方針を明記し、受入れ体制を整備した上で、ボランティアを積極的に受け入れている。活動前には事前オリエンテーションを行う等、地域住民や学生が安心して参加できる環境を整えている。</p>		
Ⅱ—4—（2） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>地域に開かれた施設として、関係機関一覧を整備し、子ども相談センター、学校、自治体、教育委員会、警察、消防等、多様な機関と連携している。また、地域団体の会議にも参加して情報交換を行う等、必要な社会資源を把握しながら、適切な連携体制を維持している。</p>		
Ⅱ—4—（3） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>地域行事の相互参加、子育て支援会議、要保護児童対策地域協議会等への参加などを通じて、地域の福祉ニーズを把握している。多様な地域との接点を持つことで、地域の課題やニーズの把握に努めている。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>福祉避難所としての役割、地域会議への会場提供、子どもの居場所づくり、講演会の実施、里親支援センター・児童家庭支援センターとの連携による活動等、地域の福祉向上に向けた公益的活動を行っている。社会福祉法人としての使命を踏まえ、地域のニーズに応じた取組を継続しており、今後とも、さらなる拡充が期待されている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1） こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の手引きを活用し、会議や研修を通じて子どもの尊重や基本的人権への配慮について共通理解</p>		

<p>を深めている。子ども会議を通じて子どもの意思を丁寧に受け止め、最善の利益を実現するための支援を行っている。職員間で価値観を共有しながら、子どもを尊重する姿勢が育まれている。</p>		
29	<p>Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>個性を尊重し、プライバシー保護に配慮した支援を行っている。また、先駆的に小規模化を進めて個室化を実現する等、ハード面でもプライバシーが確保されている。さらに、私物管理等の日常場面においても、子どもの尊厳に配慮した対応が行われている。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者に対して、生育歴や家庭状況に応じた丁寧な説明を行い、パンフレット等を用いて情報提供している。また、希望に応じて見学も実施し、利用に関する自己決定を支援しており、個別性に配慮した説明体制が整っている。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>入所時には、子どもの思いを丁寧に受け止め、安心して生活を始められるよう温かく迎え入れている。また、子どもの権利ノートや説明文書を用いて生活内容や支援の流れをわかりやすく伝え、個別性に配慮した説明を行っている。こうした丁寧な関わりによって、子どもの不安が和らいでいる。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行に際しては、ファミリーソーシャルワーカーが中心となり、関係機関や保護者と連携しながら相談支援を進めている。さらに、退所後にはアフター支援専門員を配置し、地域の関係機関と協働してアフターケアを実施しており、養育・支援の継続性に配慮した体制が整えている。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>子ども会議や食事アンケートを通じて子どもの意向を把握し、リクエストメニューの提供や外食機会の設定等、生活体験の充実に取り組んでいる。また、家庭的で話しやすい雰囲気づくりを心がけ、日常的に子どもの声を受け止める姿勢が確立している。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		

34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みを整備しており、苦情受付の担当者や責任者を明確にするとともに、第三者委員など外部の相談窓口も設置する等、利用者や保護者が安心して意見や要望を伝えられる環境を整えており、透明性のある運営に向けて取り組んでいる。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>担当職員に加えて、ファミリーソーシャルワーカーや個別対応職員が相談に応じる体制が整えられており、誰でも気軽に相談できる環境が確保されている。また、意見箱の設置や相談スペースの活用、第三者委員による訪問面談等、こどもが安心して意見を伝えられる仕組みも整備されている。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日頃から子どもの表情や変化を丁寧に汲み取り、相談や意見には対応マニュアルに基づいて迅速に対応している。また、会議等で検討しながら組織的に対応を進めている。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各種委員会を設置し、研修を通じてリスクマネジメントに関する共通理解を深めている。また、各ホームでヒヤリハットを収集し、評価・分析を行いながら改善策を共有しており、その積み上げの中でリスクマネジメント体制が確立されている。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>食生活保健衛生委員会を設置し、感染症マニュアルや感染症BCPを整備している。また、研修を通じて職員間で共通理解を深め、手洗い・うがいの励行や施設内の消毒、対策用品の備蓄等、感染症予防に取り組んでいる。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>災害マニュアルとBCP（事業継続計画）を整備し、昼夜を想定した避難訓練を定期的実施している。また、食料備蓄や自家発電機の整備等、災害時の安全確保に向けた備えも進めており、防災体制を確立している。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の手引きや各種マニュアルを整備し、データベース化して職員間で共有している。標準的な実施方法が文書化され、日常的な支援の場で活用されている。こうした整備と運用を通じて、支援の質を一定に保つ体制を整えている。</p>		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>各種規程やマニュアル、自立支援計画を定期的に見直す仕組みが整備されている。各種会議で支援方法の検討や情報共有を行い、日々の実践を振り返りながら改善につなげている。標準的な実施方法を状況に応じて柔軟に更新できる体制が機能している。</p>		
Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>統一様式を用いてアセスメントを行い、子どもの意向を踏まえて会議で自立支援計画を策定している。パソコンソフト管理システムで情報を一元管理し、支援内容の整合性と継続性を確保している。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は6か月ごと、または必要に応じて随時見直しを行っている。ニーズ志向の観点から養育・支援の課題を明確にし、検証している。評価と見直しのサイクルが確立しており、支援の質向上につながっている。</p>		
Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ICT化を進め、データベースソフトを導入して記録を一元管理している。パソコンネットワークを活用して職員間で情報共有を行い、子どもの状況を迅速かつ正確に把握できる体制を整えている。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c

<コメント>

記録の保管・保存・廃棄に関する規程を整備し、紙媒体は鍵付き書庫で管理し、データはセキュリティ対策を講じて適切に扱っている。職員研修を通じて個人情報保護に関する共通理解を深め、管理体制を整えている。

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 「職員の手引き」に倫理綱領や理念、養護指針、虐待防止、権利擁護の考え方が丁寧に整理されており、職員が大切にすべき行動の基本が一冊にまとめられている。これを全職員に配布し、日々の実践のよりどころとして定期的に職員会で確認している。また、権利擁護委員会を中心に毎月チェックリストを用いて支援を振り返る機会を設けており、子どもの最善の利益を守るという倫理綱領の原則が、ホーム会議や援助会議の場でも繰り返し確認されている。		

A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢や状況に応じて権利を理解できるよう、独自に作成した「たいせつなわたし たいせつなあなた」等の権利ノートや分かりやすい資料を入所時に手渡し、日常生活の中で保障されている権利について丁寧に説明している。また、夏休み前などの節目には、年齢別に時間を設けて身体のことや自他の権利について学ぶ機会をつくり、性教育・権利擁護委員会による子ども向けワークや職員研修も継続して実施している。</p>		
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの生き立ちやこれまで歩んできた経過に向き合う場面では、子ども相談センターや専門職と連携しながら、子どもの気持ちに寄り添った支援が行われている。担当職員だけに任せるのではなく、他のホームの職員とも情報を共有し、事実を伝えた後の子どもの変化に丁寧に目を向けながら支援できる体制が整えられている。また、一人ひとりの成長の記録である写真等は、個別アルバムとして大切に整理・保管され、普段から子どもが自由に見ることができ、また、日常の中で職員と一緒に振り返る機会も設けられている。</p>		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもへの体罰や不適切な関わりを防ぐため、就業規則に懲戒権の濫用禁止を明記し、会議の場で具体例を示しながら対応手順を共有している。また、職員手引きや虐待防止マニュアルにも関連規定を整理し、職員が共通理解を持てるようにしている。さらに、被措置児童等虐待が疑われる場合の手順を整備し、子ども相談センターと連携しながら慎重に対応する体制を整えている。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの生活の連続性と支援の継続性を大切にし、特に入所時には丁寧な説明や面会の機会を設けることで不安の軽減に努めている。入所前には一時保護所で職員が要覧を用いて説明し、最初に関わった職員が入所時の受け入れも担当する等、子どもが安心して移行できるよう配慮している。また、入所日にはホームで歓迎会を行い、新しい環境に馴染みやすい雰囲気づくりを行っている。退所後もファミリーソーシャルワーカーやアフターケア専門員が家庭訪問を行う等、支援を継続している。</p>		

A⑥	A—1—(5)—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもが退後も安定した生活を送れるよう、高校3年生を対象にアフター支援専門員が講座を行い、金銭管理や住まい探し、助成金の活用等、具体的なリービングケアを実施している。退後も相談に応じ、就職先とも連携しながら安心して働ける環境づくりを支えている。また、退後も施設に宿泊したり食事に来たりできる仕組みを整え、迷いや不安が生じたときに気軽に立ち寄れる場を確保している。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童記録表」を活用して子どもの生い立ちや背景を丁寧に把握し、感情に流されることなく、その子が表す気持ちを受け止める姿勢を大切にしている。できる限り1対1の時間を確保し、受容的な関わりで寄り添う支援が行われている。また、子ども相談センターをはじめ関係機関と連携し、必要に応じてケース会議や臨時援助会議を開催する等、多方面から支援方法を検討する体制を整えている。ホーム会議やリーダー会議、月1回の支援部会議等を通して子どもの状況理解を共有し、より良い関わり方を職員全体で考えている。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>運営方針に掲げる「あたりまえの生活」の保障を大切に、各ホームで子どもの意見を取り入れながら生活ルールを決めている。門限や買い物、塾やアルバイトの利用等、日々の選択においても子どもの主体的な意思を尊重し、相談しやすい環境づくりが進められている。また、夜間の対応や住み込み職員の配置により、幼い子から高校生までが安心して暮らせる生活環境が整えられている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもが自分たちで決めたルールに沿って生活できるよう見守り、年齢に応じて自発的に取り組める環境づくりを大切にしている。生活課題には丁寧に向き合いながらも、「必ず自分でやらなければならない」とは捉えず、支援が必要な場面では職員があえて手を添える等、子どものタイミングに合わせた柔軟な関わりを行っている。また、子どもの頑張りを積極的に認め合う文化を大切に、ホーム全体で応援できる関係づくりを進めている。</p>		

A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達状況や生活課題に応じた自立支援計画を作成し、子ども会議で出た「行きたい場所」や「やりたい遊び」の提案を年間行事や個別の時間に取り入れる等、子どもの思いを大切にしたい環境づくりが進められている。また、年齢に応じた図書やおもちゃ、ゲームを整え、地域の子どもの園に3年間通える仕組みや、学習の得手・不得手に応じた学習アルバイトの活用等、学びの機会も柔軟に保障している。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年齢に応じた常識や社会的ルール、家事の仕方などをグランドルールとして子どもと共有し、日々の生活の中で自然に身につくよう支援している。職員は「職員の手引き」に示された倫理観や模範となる行動を大切に、日常の関わりを通して社会規範や生活技術を丁寧に伝えている。また、地域の少年団や子ども会活動への参加を積極的に進め、地域とのつながりの中で社会性を育む機会を広げている。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>夕食の時間帯を設定し、子どもたちが自然と集まり落ち着いて食事ができる環境を整えている。テレビはつけないようにする等、学校のことや日々の出来事を語り合えるよう、会話を大切にしたい食卓づくりが意識されている。クラブ活動やアルバイトで帰宅が遅くなる子どもには、温め直し等、個別の配慮も行われている。また、季節の食材を使った料理や行事食、子どもが希望したメニューの提供などを通して、「食」を楽しむ工夫が随所に見られる。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの自己表現を大切に、衣類は本人の希望を尊重しながら職員が同行して購入している。季節や場面に応じた衣類の選び方については、TPOを踏まえて丁寧に支援し、衣替えの時期には成長に合わせた衣類や下着の購入を子どもの自然な要求として受け止めている。また、着替えや洗濯、補修、整理・保管といった衣類の管理についても、年齢や発達に応じて見守りや介助を行い、無理なく衣習慣が身につくよう支えている。</p>		
A—2—(4) 住生活		

A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小学生以上は原則として個室を利用し、プライバシーに配慮した生活環境が確保されている。一方で、低年齢児については事務所前に居室を配置し、職員の目が届きやすいよう工夫されている。対面キッチンや、リビングを通して自室へ向かう動線など、子どもの様子を日常の中で自然に把握できるよう、住環境の設計にも配慮が見られる。また、日々の清掃に加えて子ども自身が自室の整理に取り組むことで、清潔や衛生への意識をもてるよう支援している。破損箇所の修繕についても、可能な範囲は子どもが自ら行い、難しい場合は職員に相談できる仕組みが整えられており、子どもが自分の空間を大切にしようとする意識をもてるよう支援している。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年2回の健康診断を実施し、嘱託医と連携しながら子どもの健康を見守る体制が整えられている。通院が必要な際には、看護師や心理士が状況に応じて同行し、子どもの心身の状態を丁寧に把握しながら支援している。服薬については事務所で一元的に管理し、担当職員と看護師が日々確認する仕組みが取られているほか、子どもが安心して医療につながるよう、医療機関の選択においても相性や通いやすさに配慮している。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(6)—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、性教育委員会を開催し、子どもから寄せられた性に関する悩みや相談を共有しながら、対応に困ったケースへの対策を検討している。委員会で話し合われた内容はホーム会議や職員会で共有され、組織的に一貫した支援が行われている。また、子どもからの相談には必ず個別の時間を設け、安心して話せる場を確保する等、丁寧に気持ちを受け止める姿勢が大切にされている。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが安心して過ごせる環境を守ることを大切な役割と捉え、ホーム内の見通しや職員の配置に工夫を凝らしながら、日々の見守りを丁寧に行っている。日常の関わりの中では「安心・安全・自由」を繰り返し伝え、子どもが気持ちを表しやすい雰囲気づくりにも努めている。行動面で気になることが見られた際には、職員・心理担当職員・子ども相談センターが協力して状況</p>		

<p>を丁寧に聞き取り、背景を整理した上で、その情報を職員間で共有し、必要な対応につなげている。医療機関や警察とも連携しながら、子どもの状態に応じた支援を進めている。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームの連携を密にするため、専門支援職員が宿直に入ったり、ホーム同士で職員が助け合える体制を整えている。また、新人職員だけの勤務を避けるなど、支援が偏らないよう人材配置にも配慮している。困難なケースについては、子ども相談センターの担当者との面談を定期的に行い、必要に応じて支援部会やリーダー会議を早めに関き、整理した情報を施設全体で共有しながら対応方針を検討している。</p>		
<p>A—2—(8) 心理的ケア</p>		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>常勤の心理担当職員とセラピールームが整備されており、心理士が子どもの相談に応じたり、ユニット会議への参加や日々の様子の観察を通して、子どもの状態を丁寧に把握するよう努めている。心理的な支援が必要な子どもには、自立支援計画に沿って継続的なサポートが行われている。また、子ども相談センターや医療機関とも連携し、必要に応じて保護者への助言を行うなど、多面的に支援できる体制が整っている。日常で不安定な言動が見られる際には、心理担当職員の助言を踏まえて職員が対応する等、組織として子どもの気持ちに寄り添った関わりを行っている。</p>		
<p>A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの希望や学力に応じて、職員による学習支援、学習アルバイトの個別指導、塾の利用など、多様な学びの選択肢が用意されている。学校とは提出物や宿題の状況を共有し、必要に応じて支援につなげるなど、連携したサポートが行われている。また障がいがある場合、その特性に応じて特別支援学校や特別支援学級への進学を勧める等、一人ひとりに合った進路選択を支えている。また、学習室の整備も進めている。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>進路の決定にあたっては、子ども自身の意向を最優先にし、学校からの情報も参考にしながら必要な支援を行っている。中学生には進路の会を実施し、生活費や近隣高校の合格ラインなどを伝えることで、将来を具体的に思い描けるよう支援している。高校生に対しても、退寮後の生活費や進学に必要な費用、奨学金・助成金の申請、住まい探しや引っ越し準備等、多岐にわたる情報提供と実務的な支援を行っている。また、自立が難しいと判断される場合には、子ども相談センターと連携し、措置延長や自立生活援助事業への切り替えを検討する等、継続的に支援できる体制を整備している。</p>		

A⑳	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職場実習に臨む子どもに対しては、想定されるリスクについても事前に丁寧に伝え、適度な緊張感をもって取り組めるよう支援している。専門職員が多様な業種の実習先を開拓し、事業主とは子どもの特徴や関わり方を共有しながら、子どもが前向きに取り組めるよう連携している。また、社会に出ることに不安を抱える子どもには、実習が安心して挑戦できる経験となるよう寄り添い、実習先とも協力しながら環境づくりに努めている。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>学校行事の予定を保護者へ積極的に知らせ、参加を促す等、家族とのつながりを大切にしている。外出や帰省から戻った際には、個別に話す時間を設けたり、入浴を共にする等、子どもの変化に気づけるよう丁寧に関わっている。家族からの相談には、担当職員と家庭支援相談専門員が連携して対応し、情報を共有しながら支援を進めている。職員の手引き「家族関係の再構築」の考えを基に、ホーム全体で家族支援に取り組んでいる。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉒	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員の手引き」に基づき、親子関係の再構築に向けた家族支援を積極的に進めている。家族の状況に応じて、施設内での宿泊を促し、子どもとの関わりを深めてもらう他、帰省に不安がある場合には職員が事前に家庭の様子を確認し、必要に応じて送迎を行う等、柔軟な支援を行っている。家庭引き取りに向けては、ファミリーソーシャルワーカーを中心に、子ども相談センター、学校、行政担当課等とカンファレンスを重ね、アフターケアも見据えた支援計画を立てている。</p>		